

事業収入における必要経費の取扱い

農業、商業、製造業、その他事業から生じる収入及び土地、家屋等の賃貸による収入については、総収入金額から、社会通念上明らかに必要と認められる経費についてのみ控除した額を、その者の事業及び不動産収入として取り扱います。

○は控除できる経費、×は控除できない経費、△は家計消費分と事業消費分が明確に区分されている場合のみ控除できる経費となります。

必要経費 \ 業種	理美容業	飲食業	小売業	アパート貸間業	農水産業	学習塾業
売上原価（仕入れ等）	○	○	○	×	△	○
給料・賃金	○	○	○	○	○	○
租税・公課	×	×	×	×	×	×
荷造運賃	×	×	○	×	○	×
光熱給水費	△	△	△	×	△	△
旅費交通費	×	×	×	×	×	×
通信費	×	×	×	×	×	×
広告宣伝費	×	×	×	×	×	×
接待交際費	×	×	×	×	×	×
損害保険料	×	×	×	×	×	×
修繕費	○	○	○	○	○	○
消耗品費	○	○	○	○	○	○
減価償却費	×	×	×	×	×	×
福利厚生費	×	×	×	×	×	×
地代家賃	△	△	△	×	△	△
貸倒金	×	×	×	×	×	×
研修費	×	×	×	×	×	×
雑費	×	×	×	×	×	×
青色申告控除	×	×	×	×	×	×

※ 「給料賃金」については、必要経費として認めているが、被扶養者として認定を受けようとする者が従業員を雇用し、その従業員の生計を成り立たせるだけの給料（被扶養者認定基準である年額 130 万円以上）を支払っている場合においては、たとえ、その者の所得が認定基準を下回る場合であっても、被扶養者としては認められません。

また、同居の親族に対する「給料賃金」は、原則として必要経費として取り扱いません。